**平成２６年（フ）第１１３３６号**
東京都豊島区西池袋４丁目39―15―101
債務者　澤田　　健
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１１３４２号**
東京都板橋区徳丸２丁目14―14　パスカルⅡ104
債務者　杉原　　愛
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１１３４３号**
東京都葛飾区奥戸１丁目20―19―203
債務者　山口　　裕
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１１３５１号**
東京都品川区西大井６丁目18―５―204
債務者　伴　　博史
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１１３５２号**
東京都北区王子２丁目25―９―201
債務者　野上　彰子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１１３５３号**
東京都墨田区京島３丁目24―２　青葉荘
債務者　阿部　福夫
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１１３６０号**
東京都文京区白山２丁目４―４―306
債務者　福島あゆみ
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１１３６５号**
東京都江東区亀戸８丁目14―13　第二儘田ビル403
債務者　近藤　六郎
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１１３６６号**
東京都大田区久が原２丁目17―33―101
債務者　長濱　雄麻
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１５５２号**
横浜市鶴見区北寺尾５丁目７番１号、住民票上の住所神奈川県大和市西鶴間６丁目27番３号
債務者　小野寺　智
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１５６５号**
横浜市都筑区茅ケ崎中央52―１　グランエクシード903号室　高橋剛方、住民票上の住所横浜市都筑区茅ケ崎中央12番16―506号
債務者　遠藤　純人
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１６２４号**
横浜市鶴見区上末吉１丁目18番15号　102号
債務者　坂口　和隆
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１７１１号**
横浜市瀬谷区瀬谷２丁目14番地38　ベルピア瀬谷第４―104号
債務者　高橋　秀一
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月21日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３１号**
大分県国東市安岐町下原541番地193　ヴィラ．エアポートハイツＣ棟208号室、住民票上の住所大分県宇佐市大字法鏡寺994番地の７
債務者　大下　憲治
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後３時
大分地方裁判所杵築支部破産係